

第 1 号 訪 問 事 業 所 様
第 1 号 通 所 事 業 所 様
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 様
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 様

高 槻 市 健 康 福 祉 部
長 寿 介 護 課 長

平成 30 年度以降の高槻市介護予防・日常生活支援総合事業について

平素は、本市高齢者福祉・介護保険行政にご協力いただき、誠に有難うございます。

さて、平成 29 年 4 月から段階的に予防給付（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、介護予防支援）から介護予防・生活支援サービス事業へ移行を進めているところですが、厚生労働省より「介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について」（平成 30 年 2 月 9 日付事務連絡）等が発出されたことを受け、本市でも一部改定の検討を行います。また、平成 30 年 3 月 31 日でみなし指定が終了することに伴いサービスコード等も一部変更となるため、お知らせいたします。総合事業に係る情報については随時、長寿介護課のホームページに掲載しますのでご確認ください。

記

1 介護予防・生活支援サービス事業について

平成 30 年度の介護報酬改定や厚生労働省からの通知等を踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業の運営に係る基準等の一部改定を平成 30 年 4 月 1 日から行う予定としております。内容について下記枠内をご覧ください。

また、加算等の改定については検討を行い、平成 30 年 10 月 1 日から実施する予定です。

基本報酬については、平成 29 年度から事業を開始したところであり、現時点では従来の単価を変更しない予定としております。ただし、国からの通知等により、総合事業に関して新たな見解が示された場合は、その都度対応します。

なお、共生型サービスの総合事業でのあり方については検討中です。

【改定内容（案）】

介護予防訪問サービス／生活援助訪問サービス

- ① サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化
- ② 訪問介護において創設される生活援助中心型研修修了者について訪問型サービスへの従事を可能とする

介護予防通所サービス

- ① 機能訓練指導員の対象資格の見直し
- ② 通所型サービスの設備に係る共用の明確化

2 みなし指定終了に伴う指定の手続きについて

平成 30 年 3 月 31 日でみなし指定が終了するため、平成 30 年 4 月 1 日以降も介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスを提供する場合は改めて手続きが必要です。お手続きがお済みでない事業者は福祉指導課にお問い合わせください。

また、高槻市民が他市事業所を利用する場合は、当該他市事業所が高槻市の指定を受けている必要がありますので、ご注意ください。同様に他市市民が高槻市内の事業所を利用する場合は、当該高槻市内事業所が他市の指定を受けている必要があります。

3 サービスコードと地域単価について

高槻市では一部サービスコードと地域単価を下記の通り変更します。

【平成 30 年 4 月提供分以降の変更点】

- ① 介護予防訪問サービスは指定を受けた時期により、A 1 又は A 2 で請求を行っていましたが、平成 30 年 4 月提供分以降は A 2 のみとなります。
- ② これまで、A 1 を使用する場合、事業所所在地の地域単価を使用しておりましたが、平成 30 年 4 月提供分以降は事業所所在地にかかわらず高槻市の地域単価を使用します。

サービス提供月	平成 30 年 3 月まで	⇒	平成 30 年 4 月以降	地域単価
	利用するサービス		介護予防訪問サービス (A 1 又は A 2)	介護予防訪問サービス <u>(A 2)</u>
生活援助訪問サービス (A 4)		生活援助訪問サービス (A 4)		
介護予防通所サービス (A 6)		介護予防通所サービス (A 6)	高槻市が規定 (10.54 円/単位)	
短時間通所サービス (A 7)		短時間通所サービス (A 7)		

4 お問い合わせの多い事項について

以下、変更等はありませんが、お問い合わせの多い事項について、再度お知らせいたしますのでご確認ください。

(1) 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの日割り算定について

介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスは契約日・契約解除日を起算日として日割り算定を行います。日割り計算用のコードがないサービスについては、日割り算定を行いません。詳細は別紙「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 29 年 2 月 13 日厚生労働省事務連絡）I 資料 9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」をご確認ください。

(2) 居宅療養管理指導について

居宅療養管理指導は介護（予防）給付であるため事業対象者は利用できません。利用するためには、要介護（要支援）認定が必要です。

高槻市 健康福祉部 長寿介護課
 総合事業・計画策定チーム 梶田・井上
 〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号
 TEL : 072-674-7167 / FAX : 072-674-7183

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」

(平成 29 年 2 月 13 日厚生労働省事務連絡) I 資料 9 「月額報酬の日割り請求に係る適用について」

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
月額報酬対象サービス全て(居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
	終了	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合) ・公費適用の有効期間終了	資格取得日 終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。